多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和　年　　月　　日

　　　　　集落協定

代表者の氏名

１　多面的機能発揮促進事業の目標

１．現況

本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

２．目標

１を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

２　多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

①　種類（実施するものに○を付すること。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1号事業（多面的機能支払交付金） | | |
|  |  | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。）  （農地維持支払交付金） |
|  |  | 法第3条第3項第１号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。）  （資源向上支払交付金） |
| 〇 | 2号事業（中山間等地域等直接支払交付金） | |
|  | 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金） | |
|  | 4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業） | |

②　実施区域

別添の中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定（以下、「集落協定」という。）「（別添１）実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

①　2号事業

1) 農業生産活動の内容

別添の集落協定「第3　協定対象となる農用地」に記載のとおり。

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

別添の集落協定「第4　集落マスタープラン」、「第5　農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8　農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9　加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載のとおり。

３　多面的機能発揮促進事業の実施期間

集落協定「Ⅰ．地区の概要」の「１．活動期間」のとおり。

４　農業者団体等の構成員に係る事項

集落協定「（別添2）構成員一覧」に記載のとおり。